



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

「自分だけは大丈夫」と 思っていないですか？

身近に潜む「トラブル」「消費者被害」を
防ぐための役立つ情報をお届け！

美浦村でも相談急増！ハガキによる架空請求

「総合消費料金に関する訴訟最終告知」というハガキが届いた。訴訟や差し押さえなどと書かれており、怖くなってハガキに書いてあった電話番号に連絡したところ、「あなたは買った物の代金を支払っていないため、企業から訴えられている。弁護士に確認したが取り下げに間に合わないので、示談金として10万円をコンビニで支払うように」と言われた。全く身に覚えがないのに支払わなければならないのか。
(当事者：60歳代 女性)

【ひとこと助言】

現在、村内においてもハガキによる架空請求に関する相談が急増しています。

行政機関を装う、「未納料金の訴訟最終告知」などと書かれたハガキが自宅に届き、文面に「訴訟を起す」「差し押さえ」などと法律用語を使って不安をあおり、ハガキに記載のある連絡先に電話をかけさせようとするものです。

連絡をするとお金を要求されたり、電話番号等の個人情報を知られてしまったりするケースもあります。

このようなハガキが届いても、決して連絡してはいけません。

少しでも不安に思ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。



大手通販サイトをがたり未納料金を請求するSMS

スマホに、「サイトへの登録料が未納である。本日中に連絡がない場合は法的手段に移行する」という内容のSMSが届いた。送信元として大手通販サイト名が記載されていたが、このサイトを利用したことはない。どうしたらよいか。
(当事者：中学生 男性)

【ひとことアドバイス】

実在する事業者などの名前をかたり、「有料サイトの料金が未納」などの心当たりのないSMS(ショートメッセージサービス)が届いたという相談が寄せられています。

心当たりのない不審なSMSが届いたら、開かずにすぐ削除することが大切です。

送信元の名前等に聞き覚えがあっても安易に信用しないようにしましょう。連絡をすると、個人情報を聞き出されたり、金銭を要求されたりする場合があります。

心配なときは、お住まいの自治体の消費生活センターなどに相談しましょう。

(以上2件 国民生活センター「見守り情報」より引用・抜粋)

消費生活に関する相談は

◇村消費生活センター(消費生活相談全般)…役場1階西側(収納課奥)

月・水・木・金 午前9時~正午、午後1時~4時 ☎885-7141(直通)

(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。また、都合により相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください)

◇消費者ホットライン(全国共通ダイヤル) ☎188※3桁で繋がります。

◇県警悪質商法110番(訪問販売等の商取引や悪質金融業者に絡む各種相談)

午前8時30分~午後5時15分 ☎029-301-7379

